



平成 26 年 7 月 31 日

各 位

会社名 東京電力株式会社
代表者名 代表執行役社長 廣瀬 直己
(コード番号 9501 東証第 1 部)
問合せ先 経理部連結決算グループマネージャー 荒井 智康
(TEL 03 - 6373 - 1111)

特別損失の計上に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 3 月期第 1 四半期連結累計期間（平成 26 年 4 月 1 日～平成 26 年 6 月 30 日）におきまして、下記のとおり特別損失を計上いたしますので、お知らせいたします。

記

原子力損害賠償費

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、原子力損害賠償紛争審査会で決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等に基づく賠償見積額 5 兆 4,214 億円から、「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和 36 年 6 月 17 日 法律第 148 号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額 1,200 億円を控除した 5 兆 3,014 億円と、前連結会計年度の見積額との差額 2,188 億円を原子力損害賠償費として計上いたします。

一方、こうした賠償見積額の増加を受けて、賠償の迅速かつ適切な実施のため、平成 26 年 7 月 23 日に、同日時点の賠償見積額 5 兆 4,214 億円から補償金の受入額 1,200 億円を控除した 5 兆 3,014 億円と、平成 25 年 12 月 27 日の申請額 4 兆 7,888 億円との差額 5,125 億円について、原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という）に対し、「原子力損害賠償支援機構法」（平成 23 年 8 月 10 日 法律第 94 号）第 43 条第 1 項に基づき、資金援助額の変更を申請し、また、これを踏まえ、特別事業計画の変更の認定について、機構と共同で主務大臣に対し申請しました。この結果、当第 2 四半期連結累計期間において、原子力損害賠償支援機構資金交付金として 5,125 億円を計上する見込みです。

以上

特別損失の内訳（単独）

内 訳	金額
○原子力損害賠償費	2,188億円
合 計	2,188億円

原子力損害賠償支援機構資金交付金と原子力損害賠償費の状況

	平成25年12月27日 申請時点の累計額	—	平成27年3月期 第1四半期累計期間
原子力損害賠償支援 機構資金交付金	(A) 4兆7,888億円	(B) —	—億円

	平成27年3月期 第1四半期末の累計額	平成26年3月期末 の累計額	平成27年3月期 第1四半期累計期間
原子力損害賠償費	(C) 5兆3,014億円	(D) 5兆825億円	(C)-(D) 2,188億円

原子力損害賠償支援機構資金交付金 (平成27年3月期第1四半期末時点の未申請額)	(C)-(A) 5,125億円
---	--------------------

< 参考 > 平成27年3月期第2四半期累計期間の原子力損害賠償支援機構資金交付金の見込み

	平成26年7月23日 申請時点の累計額	平成25年12月27日 申請時点の累計額	平成27年3月期 第2四半期累計期間
原子力損害賠償支援 機構資金交付金	(A) 5兆3,014億円	(B) 4兆7,888億円	(A)-(B) 5,125億円

＜別紙＞

「東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況に関する会計検査の結果について（平成25年10月16日：会計検査院報告）」において、当社に対し、「原子力損害賠償支援機構資金交付金について、資金交付に係る資金援助の申込みをもって収益を認識し、計上することとする会計方針が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、また、機構法が資金援助の申込みから決定までの手続を定めている趣旨とも整合するとしていることについて十分な説明を行う」との所見が示されております。

そのため、当社はこれを真摯に受け止め、平成24年3月期第2四半期決算時から継続して踏襲している資金援助に係る収益認識の考え方等について、ご理解を深めていただくため、以下の通りご説明致します。

【平成27年3月期第1四半期累計期間（平成26年4月1日～平成26年6月30日）】

1. 資金援助に係る収益認識の考え方について

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害については、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年8月10日法律第94号。以下「機構法」という）の規定に基づく資金援助を受け、被害を受けられた皆さまに賠償することとしているが、原子力損害賠償紛争審査会で決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等に基づく賠償見積額が増加したことから、平成26年7月23日、同日時点の額に資金援助の額を変更する申請を行い、また、これを踏まえ、特別事業計画の変更の認定について、原子力損害賠償支援機構（以下、「機構」という）と共同で主務大臣に対し申請した。

申請にあたっては、資金援助の内容や額について、機構と調整していることや、機構法の趣旨などを勘案すれば、申請を行った時点で、原子力損害賠償支援機構資金交付金を受け取る起因が発生しており、実質的に収益が実現していることから、申請日の属する当第2四半期累計期間において原子力損害賠償支援機構資金交付金として5,125億円を計上する見込みである。

2. 原子力損害賠償費及び原子力損害賠償支援機構資金交付金について

原子力損害賠償費2,188億円は、原子力損害賠償紛争審査会で決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等に基づく、当第1四半期末時点の賠償見積額5兆4,214億円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額1,200億円を控除した5兆3,014億円と、前年度末時点の賠償見積額5兆2,025億円から補償金の受入額1,200億円を控除した5兆825億円の差額である。

なお、上記の通り、当第2四半期累計期間に計上する見込みである原子力損害賠償支援機構資金交付金5,125億円は、平成26年7月23日時点の賠償見積額5兆4,214億円から補償金の受入額1,200億円を控除した5兆3,014億円と、平成25年12月27日時点の賠償見積額4兆9,088億円から補償金の受入額1,200億円を控除した4兆7,888億円の差額である。

以上